

被災者生活再建支援法の改正を求める意見書

大阪北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号、北海道胆振東部地震など、大規模な自然災害が頻発している。こうした中、被災した住民の生活再建を支援する制度の拡充は、喫緊の課題である。

都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給する被災者生活再建支援法は、1998年5月に成立し、同年11月から施行された。これまで、2004年、2007年に大幅な法改正があり、一定の改善が図られてきた。

しかしながら、同一の災害で被災したにもかかわらず、災害規模の要件が当てはまらず適用対象外となったり、多額の支出を要する住宅の再建に現行の支給額では不十分といった、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題がある。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国によるさらなる支援及び制度の拡充が必要である。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

1. 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金の加算支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金全体の最高額を引き上げること。
2. 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を引き上げること。また、都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置（起債充当率100%、償還に対する交付税措置80%）を講じること。
3. 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

大分市議会